

6月23日～29日は「男女共同参画週間」

参画でわたしが変わる 未来も変わる



男女共同参画、男女共生の基本は「みんながもっと生き生きと幸せに暮らせるように、みんなで考えていく」こと。ふだんから関心を持っている人も、そうでない人も、この機会にあらためて考えてみませんか。

男女共同参画

っしゅんにっつ！

「男女共同参画」とは、自分の意思でいろいろな分野の活動に参画し、みんなで責任と喜びを分かち合おうということ。「参画」には、単に参加するだけでなく、主体的、積極的に関わっていくことが重要という意味を含んでいます。

男女共同参画 社会基本法

ってどんな法律？



平成11年6月23日に施行された「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会の実現は、今世紀の最も重要な課題と位置づけられています。

また、この法律の第10条では「国民の責務」として、男女共同参画社会づくりのため、私たち一人ひとりが果たす役割が重要とされています。

法律や制度上では、男女平等の環境が整いつつあります。しかし現実には、男だから、女だからという理由から自分らしく生きられなくて悩んだり、我慢させられたりしている場面がみられます。この機会にちょっとだけ考えてみてください。一人ひとりが変わることによって、みんながより生き生きと幸せに暮らせる社会に変わるはずですよ。

秋田市の 男女共生は？



秋田市では、男女という性別だけでなく、年齢、身体状況、国籍に関わらず、すべての人がお互いを尊重し合って、個性を發揮できる社会のことを「男女共生社会」とし、その実現をめざしています。みんなが「しあわせを実感できる社会」が男女共生社会です。

市では、男女共生の視点を取り入れた施策・事業を積極的に進めるとともに、フォーラムや学習会なども開催しています。ぜひ一度参加して、男女共生について考えるきっかけにしてください。「なあんだ、こんなことだったのか。これだったら…」ときっと思うはずですよ。しあわせを実感できる素敵な社会をめざす、ひとつのステップ、踏み出しましょう。

講話
研修
etc

いつでもOK! 出張講座

みなさんからのご要望に合わせ、講師が出向き、男女共生(セクハラ、ドメスティック・バイオレンス、性教育、自己尊重など)についての講座を開きます。

学校での講話、職場の研修会、男女ペアによる料理教室など、場所、内容、形式などについては、相談に応じます。お気軽にご連絡ください。

男女共生政策室

〒010-8560秋田市山王一丁目1-1
☎(866)2141・ファクス(866)2405
Eメール ro-plmw@city.akita.akita.jp

男女共同参画資料展を開催！

とき 6月20日(金) 29日(日)
ところ 中央図書館明德館
土崎図書館
新屋図書館
女性学習センター

男女共生に関する資料や図書を展示します。市民情報誌「Umだすか Umだども」やガイドブック「ライフデザイン」の展示、お子さん向けの絵本なども展示しますので、ぜひご覧ください。